

## (参考) 関係法令等

## ○地球温暖化対策の推進に関する法律 (抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

- 第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 地方公共団体実行計画の目標
  - 三 実施しようとする措置の内容
  - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
  - 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
  - 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
  - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

## ○徳島県地球温暖化対策推進条例（抜粋）

### 第二章 地球温暖化対策推進計画

第七条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 地球温暖化対策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
  - 二 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項
- 3 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めるに当たっては、国の地球温暖化対策に関する計画等の施策等を参酌しつつ、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
- 4 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策推進計画を改定するものとする。この場合においては、前2項の規定を準用する。

## ○徳島県環境審議会設置条例（抜粋）

### （部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

## ○徳島県環境審議会運営規程（抜粋）

### （部会）

第5条 審議会に、環境政策部会、生活環境部会、自然環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。

部 会 名	所 掌 事 務
環境政策部会	地球温暖化対策に係る重要事項 その他環境の保全に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。）
生活環境部会	大気汚染防止に係る重要事項 水質汚濁防止に係る重要事項 農用地の土壌の汚染防止に係る重要事項 その他公害に関する重要事項 廃棄物の処理に係る重要事項
自然環境部会	自然環境の保全に関する重要事項
鳥獣部会	鳥獣保護及び狩猟に関する法律に関する事項
温泉部会	温泉法に関する事項

### （諮問の付議等）

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条第2項に定めるところにより、適当な部会に付議することができる。

- 2 部会長は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、部会を開くことができる。